

令和 8 年 第 7 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 8 年 7 月 10 日（金）

午後 1 時 58 分から午後 2 時 35 分

場所：宇城市役所 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	欠	3 番	田尻 かほる
4 番	欠	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
欠	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	欠	中塘 万格人
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
欠	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

五嶋 一精、松川 奈保美

農地利用最適化推進委員

富武 聖一、吉利 健、近藤 洋之、吉川 勝弘

○事務局出席者：（事務局長）米村 寿朗 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 1 時 58 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 38 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について
- 日程第 6 議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

開 会 (午後 1 時 58 分) 副会長の号令による起立、礼

事務局長 定刻前ですが、全員お揃いですので、ただ今から、令和 8 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名中、11 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しておりますので報告いたします。

それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところ、ご出席をしていただきまして有難うございます。

このメンバーでの総会は今日で最後になります。大変お疲れさまでした。

毎回言っていますが、活動記録簿ですけど、次年度(改選後)の方々(委員)に良い形で繋げていただきますよう宜しくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 8 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開催致します。宜しくお願いします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番、村山安次委員、3 番、田尻かほる委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 35 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。議案第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和 8 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員に状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 2 番および 3 番は、	1 番	村山委員より
申請番号 4 番および 5 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして
	7 番	橋本委員より
申請番号 6 番および 7 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 8 番は、	小川 1	森田委員より
申請番号 9 番は、	12 番	北岡委員より
申請番号 10 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ、説明を求めます。

山本推進委員

1 番について説明いたします。申請事由は経営規模拡大による売買です。現況は、水田を除いた大部分は雑木が植わっている状況でした。内容としては、渡人は現在、農業をやっておらず後継者も居ないということで、受人へ農地の買取りを相談したということでありました。相談の中で全筆を引き取っても良いということで、今回の申請に至ったものです。（場所説明）農機具等としてはパワーショベル、トラクター、耕運機等を所有しており、何ら問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

村山委員

申請番号 7 - 2 と 3 は関連していますので一緒に説明させていただきます。。詳細につきましては記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。受人と渡人は親戚関係であり、受人の方は 30 年前位から耕作されておりますので取得後においても何ら問題はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

橋本委員

申請番号 7 - 4 について説明します。詳細は記載のとおりです。（場所説明）申請事由は経営規模拡大です。（担当の）近藤推進委員から申し送りがありましたので、詳しいことは、私は分かりません。

次、申請番号 7 - 5 について説明します。詳細は記載のとおりです。（場所説明）事由は新規就農ということでありますけれども、受人は知ってる人ですけど、現在はこちらの方には居りません。それがどうして新規就農なのか私には分かりません。後の分からないところは事務局の方でお願いします。以上です。

坂本委員

申請番号 7 - 6 と 7 - 7、これは事由の方が農地の交換ということで、お互い関連をしておりますので、一緒にご説明申し上げます。申請者 2 名の方々は同じ地区内で、今度、国営事業の枠に入っております。当然、将来的には家の所

有者の近くに換地をしてございますけれども、一方が高齢で、国営の方がいつになるか分かりませんので、その前に登記をして、自分の近くに（農地を）寄せると言うようなことでございます。お互い専業農家でございまして、何ら問題は無いと思いますので、ご審議を頂きたいと思います。以上です。

森田推進委員 7-8について説明致します。詳細は記載のとおりです。（場所説明）受人は市外から作りに来られるということなんですけど、1反ありますけど、外国人も数人雇って、大規模に農業経営されている。それと近年の生姜の高騰を見て、良い物件が売りに出たもので売買に至る、というようなことでございます。何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

北岡委員 9番について説明致します。詳細は記載のとおりです。事由は経営規模拡大による売買です。渡人は両親の死亡後、相続にて当該地を取得され、現在県外に住んでおられます。一方受人は、長年、当該地にて野菜を栽培されておりましたが、近年作業が大変になったということで、返却したいというお話がありました。しかしながら渡人は県外在住で、後の耕作者を探すのも大変であると思われる。よって、受人に買ってもらえないかという話をされ、今回に至りました。受人は現在、柿を広く栽培され、取得後は柿を植えられる予定で、今後適正に管理されていかれると思いますので、問題ないと思われる。以上です。

小田推進委員 7-10について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。受人は、別の所でも栗を植えておられまして、今度新しく増やされるということで、この取引になりました。何ら問題ないと思いますので審議方よろしくお願いします。

議 長 只今、申請番号1番から10番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 （挙手）はい、中田委員。

中田推進委員 三角地区の中田です。さっき橋本委員が説明されました、近藤委員じゃないと分からないということで、事務局の方、説明をお願いします。

議 長 事務局よろしいでしょうか。

事務局 では事務局からお答えさせていただきます。まず7-4ですけど、こちらは

姉弟関係にありまして、渡人が姉、受人が弟という関係性にあります。姉の方が耕作できないと言うことで、弟さんに譲り渡して耕作するというような内容です。

続きまして 7-5 ですが、受人が宅地と農地を併せて購入するといった内容になりまして、既に受人は、その宅地に住所を置いておられるのですが、周辺の農地と併せて耕作するという計画になっております。以上です。

議 長 有難うございます。よろしいでしょうか。
他にどなたかいらっしゃいませんか。

議 長 意見も無いようですので、議案第 35 号の申請番号 1 番から 10 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 35 の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 10 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 36 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 36 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 7 ページになります。議案第 36 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 8 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。
申請番号 1 番は、7 番 橋本委員より説明を求めます。

橋本委員 7-1 について説明します。(場所説明) 資料の 1 ページを見て頂くと良く分かりますと思いますが、転用事由は宅地拡張ということです。この図面から見てみますと、〇〇さんの宅地があります。その横に倉庫があったわけです。その倉庫は、今はありません。解体して。その時に倉庫がこの赤いラインの中にあつたということで、ここの農地を宅地に変えたいということで申請があつており

ます。始末書もついておりますので、何ら問題はないかと思ひます。よろしく審議お願いしします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を、
お願いしします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げ
ます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりで
す。
申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で
はありますが、既存施設の面積に対して、拡張する面積が 2 分の 1 以下であ
り、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思ひれます。

議 長 只今、申請番号 1 番について説明がありましたが、案件について何か質問、
意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言
をお願いしします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねしします。

議 長 意見もないようですので、議案第 36 号の申請番号 1 番について、承認され
る方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 36 号の農地法第 4 条の
規定による許可申請について、申請番号 1 番は、原案どおり承認することに決
定されました。

議 長 日程第 5、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上
程し、議題といたします。
議案第 37 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 9 ページになります。議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可
申請について」次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 8 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処
理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求め
る。

議 長 それでは、各委員から案件について、説明及び現地調査報告をお願いしします。
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説
明をお願いしします。

申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 2 番は、	6 番	河野委員より
申請番号 3 番および 4 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 5 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして
	7 番	橋本委員より
申請番号 6 番は、	小川 2	吉水委員より

それぞれ、説明を求めます。

上田推進委員 申請番号 7 - 1 についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、ポンプ小屋が建っている土地の無償による所有権移転です。渡人の元は母親の名義で土地があったんですが、以前から受人が土地を借りていらっやって、畑に送るポンプを設置されて、ポンプ小屋も建てられていたということで、名義を変更する際に初めて、息子さんが分かれたということで、これまで使っていたのなら、そのまま贈与ということで、始末書添付となっておりますが、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

河野委員 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由が個人住宅となっております。区長さんの排水同意は取れてます。隣接（同意）は無いということです。面積が 500 m²をオーバーしておりますが、図面を見て頂きますと、奥の方が斜面になっておりまして、実際使える面積が 400 ちょい位ということです。問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員 7 - 3 につきましてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が、個人住宅となっております。貸人と借人の関係は親子関係にございます。（場所説明）隣接同意、排水同意取られておりまして、何ら問題ないと思われま。

続きまして 7 - 4 につきましてご説明申し上げます。転用事由は車両置場となっております。（場所説明）受人の車両置場ということでの申請です。隣接同意、排水同意取られており何ら問題ないと思われま。ご審議よろしくお願い致します。

橋本委員 申請番号 7-5 について説明します。詳細は記載のとおりです。（場所説明）申請事由は宅地分譲となっております。不動産会社が買うということです。後の詳しいことは分かりません。何かありましたら事務局の方に聞いてください。以上です。

吉水推進委員 申請番号 7 - 6 について説明します。詳細は記載のとおりです。（場所説明）申請事由は、災害復旧工事に伴う駐車場のみです。資材は置かないそうです。周囲に迷惑は掛からないと思えます。何ら問題はないかと思われま。ご審議

をお願いします。

議 長

ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、農業用施設であるポンプ倉庫として転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、農地から 500m 以内に宇城市不知火支所があることから農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番および 5 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 6 番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、8 ヶ月の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

議 長

只今、申請番号 1 番から 6 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

意見もないようですので、議案第 37 号の申請番号 1 番から 6 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 37 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 6 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 38 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 38 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 12 ページになります。議案第 38 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 8 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

次の案件は委員の案件となります。議案の 22 ページ、申請番号 25 番につきましては〇〇委員の案件となりますので、後ほど審議します。

それでは、申請番号 1 番から 24 番、26 番から 27 番、501 番から 505 番、801 番および 802 番について、何か質問、意見はありませんか。

発言のある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

(挙手) 河野委員お願いします。

河野委員

801 と 802、これ分けてあるけど、一緒の案件じゃないのかなと思って。801 の借人と 802 の借人の受けるやつが全部一緒になってるのはどういう事かな。

議 長

事務局お願いします。

事務局

こちらは表作と裏作を別々に記載してある案件になります。

河野委員

分かりました。

議 長

有難うございます。他に何かありませんか。

議 長

意見も無いようですので、申請番号 1 番から 24 番、26 番から 27 番、501 番から 505 番、801 番および 802 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

有難うございます。全員挙手です。よって議案第 38 号の申請番号 1 番から 24 番、26 番から 27 番、501 番から 505 番、801 番および 802 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 続きまして、申請番号 25 番は〇〇委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは、申請番号 25 番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、申請番号 25 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 38 号の申請番号 25 番は、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みしましたので、〇〇委員の入室を求めます。

(〇〇委員入室)

議 長 これで、議案第 38 号の「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」は全て、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 39 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 32 ページになります。議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案の 32 ページです。今月は、農業公社買入れが 1 件です。面積は、田 1 筆で、1,051 m²となります。売買価格は総会議案記

載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

意見も無いようですので、議案第 39 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

有難うございます。全員挙手です。よって議案第 39 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 8 年第 7 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会

(午後 2 時 35 分) 副会長の号令による、起立、礼。